

# 令和8年度 第1回 山口県地域公共交通協議会

令和8年6月5日（金）14:00  
山口県庁本館棟4階 共用第1会議室

# **山口県の地域公共交通の現状等について**

# 1 山口県の地域公共交通の現状等について

## 【現状・課題】

### ▼人口減少等による利用者減少

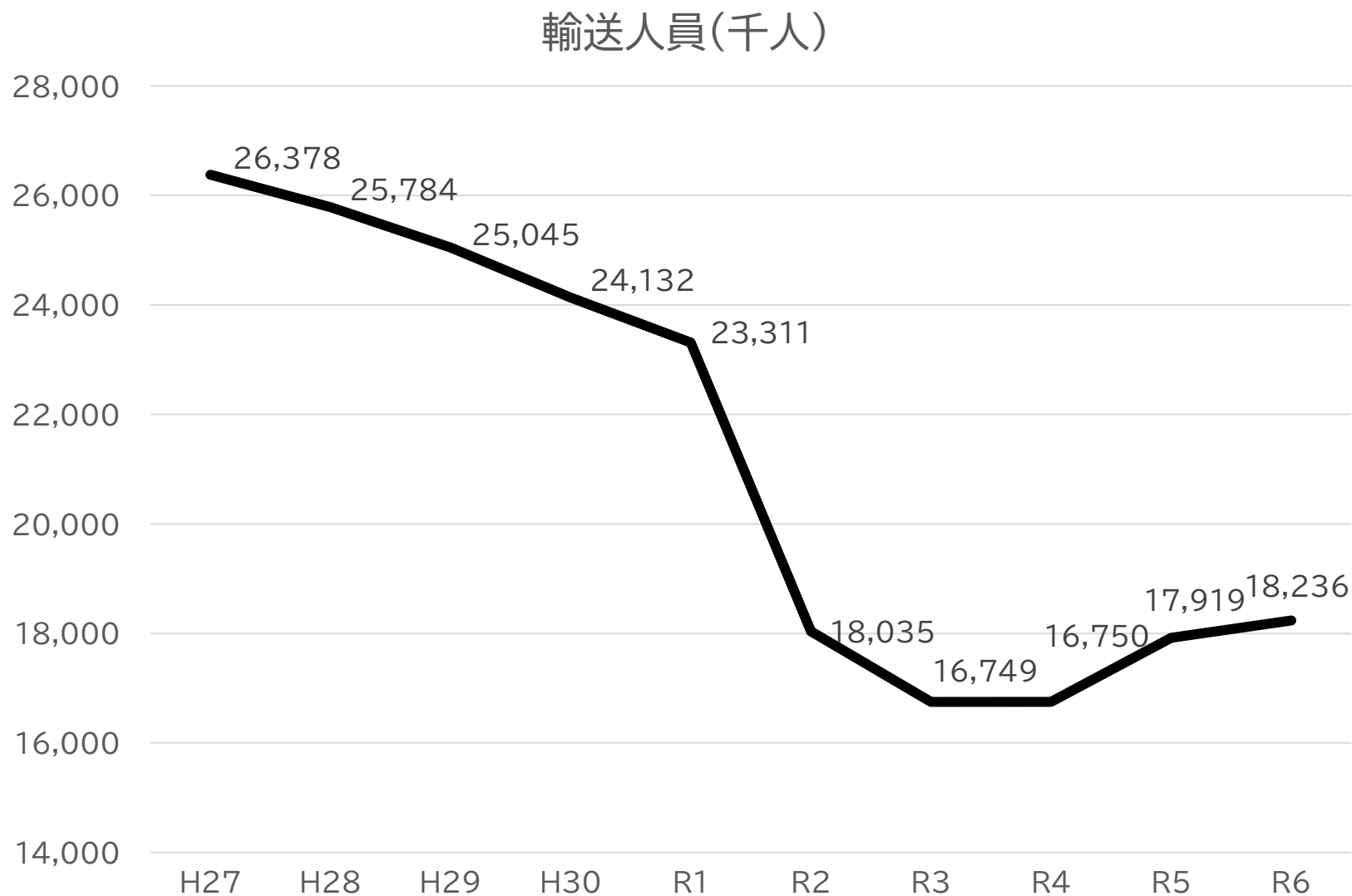
区分	R 1	R 6	減少率
鉄道輸送密度（人／日・km）	31,894	27,595	▲13%
バス輸送人員（千人／年）	23,311	18,236	▲21%
タクシー輸送人員（千人／年）	12,036	7,410	▲38%
離島航路旅客数（千人／年）	491	388	▲21%
フェリー旅客数（千人／年）	221	159	▲27%

### ▼深刻化する運転士不足

	R1	R6	減少率
バス運転士数（人）	1,155	972	▲16%
タクシー運転士数（人）	2,638	2,007	▲24%

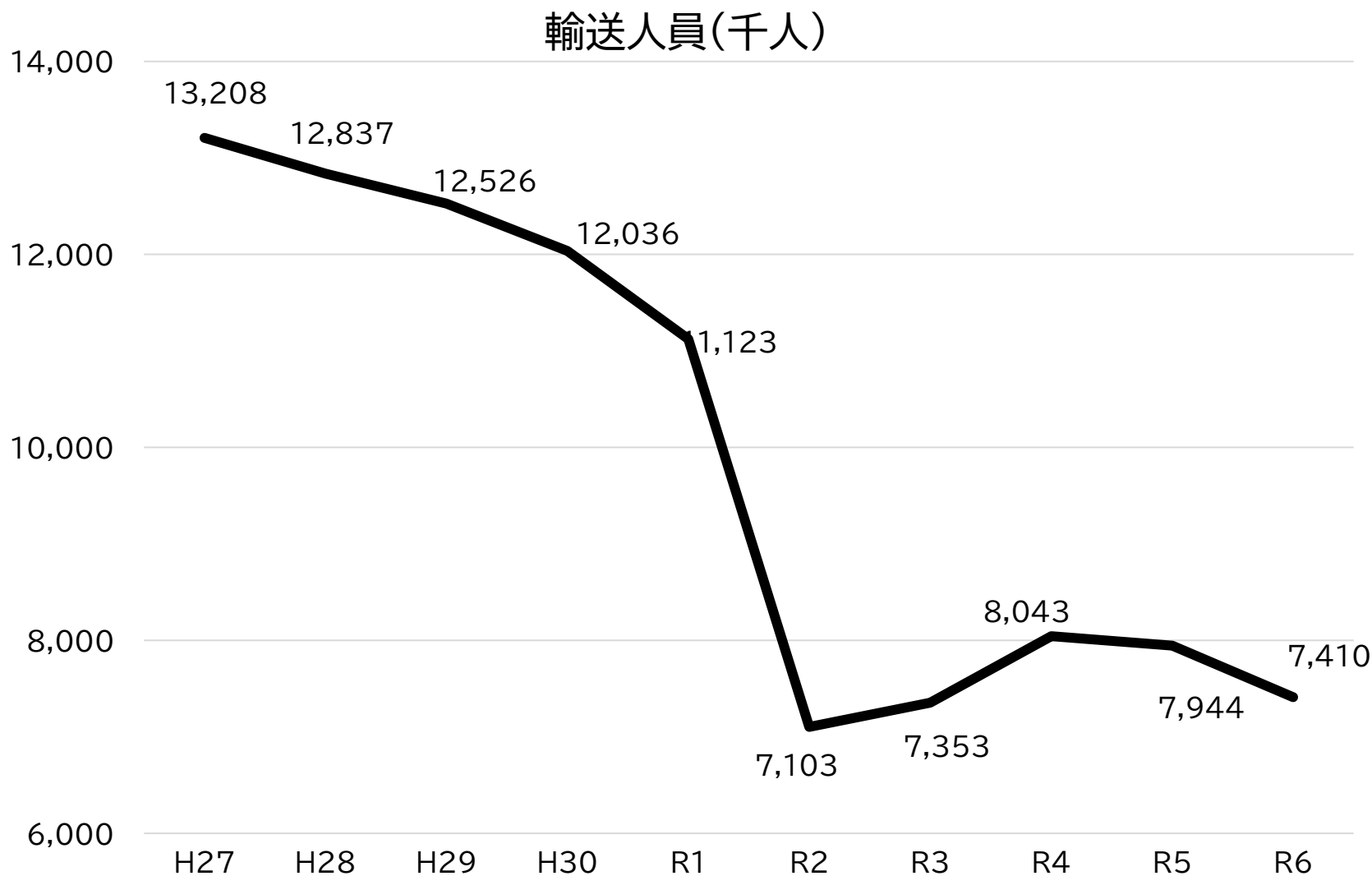
➡ 地域公共交通を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、  
地域住民等の移動手段の維持・確保が喫緊の課題

# 参考 1) 路線バスの輸送人員



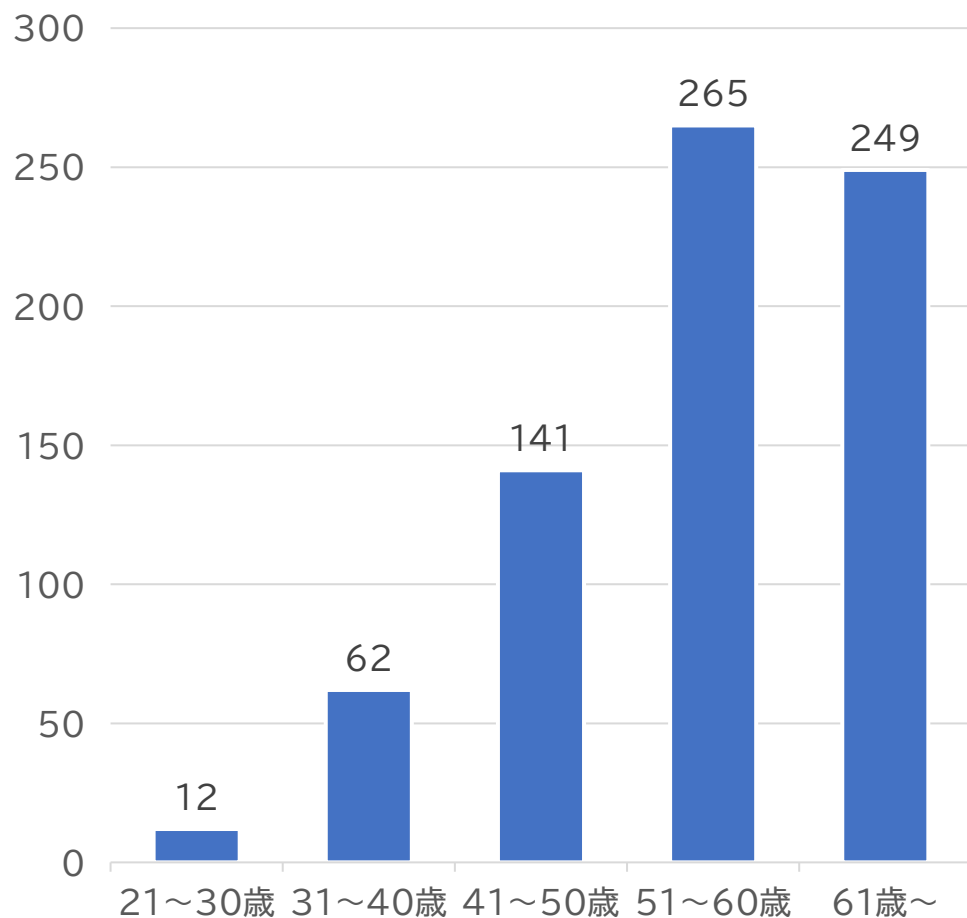
資料:国土交通省中国運輸局「運輸要覧」

## 参考2) タクシーの輸送人員



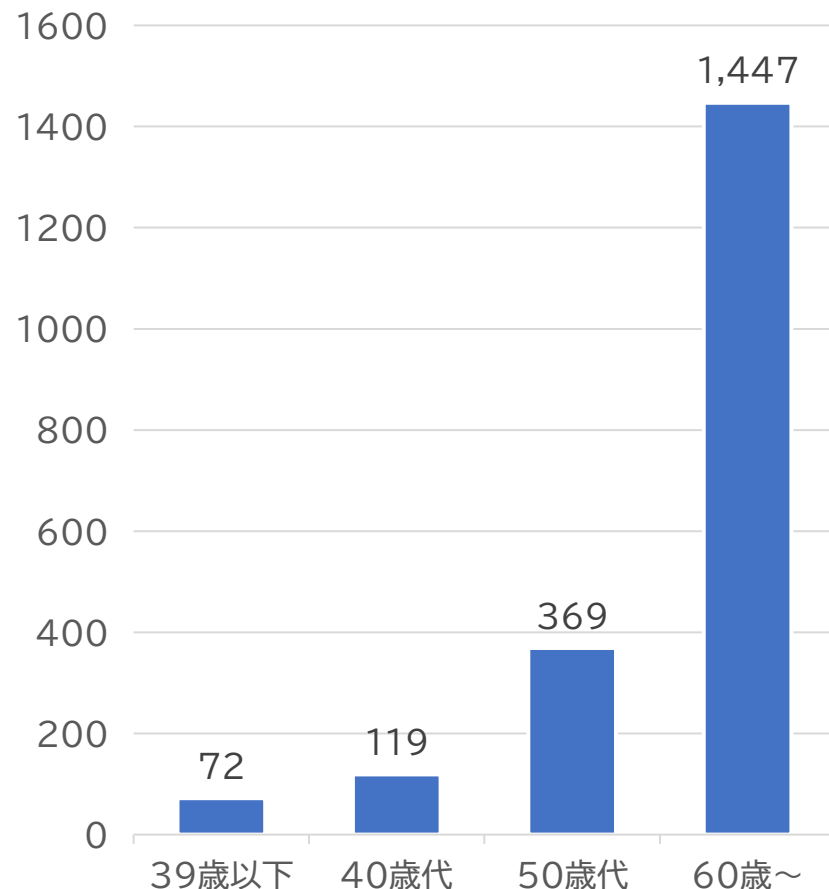
# 参考3) 運転者の高齢化

◎山口県の乗合バスの運転者数(R6.12)



資料:(公社)山口県バス協会調べ

◎山口県のタクシーの運転者数(R7.3)



資料:(一社)山口県タクシー協会調べ

# 1 山口県の地域公共交通の現状等について

## 【国の動向】

### ＜令和7年5月＞「交通空白」解消に向けた取組方針2025の策定

- ・ 集中対策期間（R7～R9年度）における早急な取組
- ・ 対策期間後の「交通空白」を生じさせない先手先手の対応

### ＜令和8年1月＞第3次交通政策基本計画の策定

- ・ 地域社会を支える、交通ネットワーク・システムの実現
- ・ 持続可能で安心・安全な社会を支える、強くしなやかな交通基盤の実現
- ・ デジタル新技術の力を活かした時代や環境の変化に応じた交通サービスの進化

### ＜令和8年6月＞地域交通法※の改正

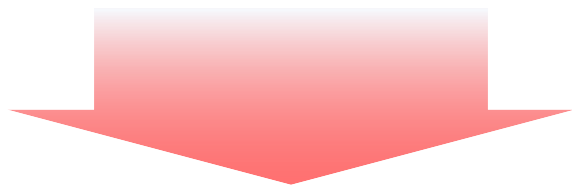
- ・ 地域の輸送資源のフル活用や、共同化・協業化等を推進することで、「交通空白」を解消するとともに、その将来的な発生を抑制し、持続可能な地域公共交通を実現

※地域交通法・・・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

# 1 山口県の地域公共交通の現状等について

## 【県の対応】

これまで以上に、県が主体的に関わりながら、市町・交通事業者など多様な関係者の参画の下、目指すべき将来像を検討・共有し、関係者が一丸となり取組を推進することが不可欠



地域の足を守り、元気にすることで、安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、新たに、山口県地域公共交通ビジョンを策定

## 2 山口県地域公共交通協議会

### (1) 設置趣旨

官民一体で本県の地域公共交通が目指すべき将来像を検討・共有する「山口県地域公共交通ビジョン」の策定やその実現に向けた取組を推進するため、地域交通法※第6条第1項の規定に基づき、必要な協議を行う協議会を設置する。

(2) 設置日 令和8年6月1日

(3) 設置主体 山口県

(4) 協議事項 山口県地域公共交通ビジョン策定・変更及び実施

(5) 委員 16名  
会長：山口県知事、副会長：市長会会長、町村会会長

### (6) その他

- 協議会の事務局は県に設置
- 各市町の地域公共交通協議会等を、山口県地域公共交通協議会の部会として位置付け

# 【議案第1号】

## 監事の選任について

# 山口県地域公共交通協議会設置要綱（抜粋）

（役員）

- 第4条 協議会に、会長を1名、副会長を2名、監事を1名置く。
- 2 会長は山口県知事を、副会長は山口県市長会会長及び山口県町村会会長をもって充てる。
  - 3 監事は、委員の互選により選出する。**
  - 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
  - 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合において、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。
  - 6 監事は協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告する。

# 【議案第2号】

## 令和8年度事業計画・予算について

# 1 事業計画

## ■ 山口県地域公共交通ビジョンの策定

### (1) 協議会会議の開催

**【審議事項】** 地域公共交通ビジョン及び予算等について

**【開催予定】** 令和8年度は2回（予定）

**【場 所】** 県庁（予定）

### (2) 地域公共交通ビジョン策定支援業務委託

**【委託内容】** 地域公共交通ビジョンの策定作業に係る助言及び情報提供、資料作成等に関する支援

**【業者決定方法】** 公募型プロポーザル方式

**【スケジュール】** 公募期間：6月中旬～6月下旬

業者決定：7月中旬頃

# 2 予算

## I 収入

(円)

区 分	予算額	説 明
1 負担金	19,280,000	山口県
2 補助金	660,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (国土交通省)
3 繰越金	0	
4 諸収入	0	
合 計	19,940,000	

## II 支出

(円)

区 分	予算額	説 明	
1 運営費	1 会議費	400,000	委員謝金・旅費
	2 事務費	136,000	消耗品費、印刷製本費、振込手数料 等
2 事業費	19,404,000	地域公共交通ビジョン策定支援業務	
3 予備費	0		
合 計	19,940,000		

# 【議案第3号】

## 山口県地域公共交通ビジョンについて

# 1 地域公共交通計画の記載内容

## ■ 地域交通法 第5条

- 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 区域、目標、期間
- 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

## 2 山口県地域公共交通ビジョンの策定方針

- **令和8年度～9年度の2か年で策定予定**  
（令和8年度：ビジョン骨子  
令和9年度：ビジョン策定）
- **計画区域は県全域**
- **計画期間は令和10年度～14年度（5年）を想定**
- **各市町との意見交換、住民アンケート、事業者ヒアリング等を踏まえ、計画案等を検討**  
※意見照会などの詳細については、事業実施に係る契約締結（7月下旬頃）後に調整

### 3 モビリティデータ連携基盤の構築

#### ○ 地域公共交通ビジョンの策定にあたり、モビリティデータの収集・分析結果を踏まえた現状診断が必要

##### ■国土交通省「地域公共交通計画のアップデートガイダンスVer1.0」抜粋

地域が抱える課題や、多様な関係者との連携の重要性を改めて考え、モビリティデータを活用しながら関係者間の対話を深め、地域交通のリ・デザインに継続的に取り組んでいくことが求められます。

#### 県・市町等が共通して使える 交通データを可視化・分析できる基盤を新たに構築

##### 【基盤概要】

- 想定する利用者： 県、市町の交通政策担当職員、交通事業者 他
- 出力機能： 県内の公共交通利用者数、停留所別乗降者数、乗車地と降車地の組み合わせ、滞在人口、移動動態 等

※令和8年度に試作版を運用開始、令和9年度に本格運用予定

#### 分析結果等を山口県地域公共交通ビジョンに反映

## 4 今後のスケジュール（令和8年度）

- R8.6.5 第1回協議会
- R8.6中旬 地域公共交通ビジョン策定支援業務委託 公募開始
- R8.7中旬 委託業者決定

### 【調査・検討】

・市町意見照会 ・住民アンケート ・事業者ヒアリング 等

### 【交通データ取得】

- R9.2頃 第2回協議会

**ビジョン骨子作成**

※スケジュールは、今後変更の可能性あり